

通番	計画案の分野			テーマ	意見の要約	回答の要約	対応案
	大項目	中項目/分野	項目				
1	1 これまでの実績と状況の変化	Ⅱ. 市民と市政を取り巻く情勢の変化	3 桜堤地区を中心とした人口増	桜堤地区の施策の見直し	桜堤の人口が増えて、子どもが増えて、困っている。ぜひ具体案を入れて、ここに書いてくださったとおりしてほしい。また、どこの部分を見直すのかもわかりやすくしてほしい。		施策の体系の各分野の中で示している。
2	1 これまでの実績と状況の変化	Ⅲ. 武蔵野市の現況と将来	1 人口推計	人口推計	人口推計のピークの見込みが25年もずれているが、「変化はなかった」と文章を締めくくっている。これでは大きすぎずが伝わらない。	あくまで人口ピークの話で、桜堤は一時的に増えたが、人口構成比そのものは変わらない。	
3	2 調整計画の基本的な考え方	Ⅲ. 調整計画の重点取り組み	1 高齢者福祉計画、障害者計画の着実な推進	地域支援事業	医療介護総合確保推進法によって、10月1日から介護支援が大幅に市に移管された。1,184名いた要支援1・2の方は、10月1日からどう支援を受けておられるのか。要支援1・2の方は従来、専門家の方が対応していた。サービスの質の低下が心配。要支援1・2についても単純ではない。抜かりなく、しっかりとやっていただきたい。	市民に参加していただくいきいきヘルパーは家事援助などをやっていただき、身体介護のような専門性を要するものは従来どおりの区分を考えている。高齢化は進んでいくが、その対策として幾らお金をつぎ込んで、医療や介護を充実させられない。武蔵野市の要介護支援1・2の方は、現段階では地域支援事業という形で、これまで受けていたサービスを生活支援という形で受けている。今後は、地域の人々も一緒に参加していただきながら支える形であれば、財政的にはもう負担できない。高齢者あるいは高齢者を支え介護をされる方の生活の質を維持していくには、地域の皆様と専門家と行政側とがタイアップしながら、地域ぐるみで支え合う仕組みが必要になる。	
4	2 調整計画の基本的な考え方	Ⅲ. 調整計画の重点取り組み	2 多様な主体による子育て支援施策の実現	切れ目のない支援	「妊娠・出産期から切れ目のない子ども・子育てを支援する」とある。子どもというのは0～18歳だが、ここに書かれているのは0～3歳または小学生と限定的になっている。ここで漏れている3～5歳、中学生に関しての記述もあるべきだと思う。		施策の体系「Ⅱ 子ども・教育」の中で記載している。
5	第1章 これまでの実績と情勢の変化	Ⅱ. 市民と市政を取り巻く情勢の変化	3. 桜堤地区を中心とした人口増	児童館の拡充	児童館のように全児童を対象とし、子どもに寄り添える施設は必要だ。また、武蔵野市の子ども施策に欠けているものを補えるものである。桜堤児童館だけでなく、子どもの施策として児童館について策定委員会で話し合ってください。	児童館の議論は、策定委員会でも回数を重ねて行ってきた。現在の児童館の位置づけは、過去、コミセン構想やあそべんなどさまざまなアイデアがある中、子ども政策全体の中で検討してきた結果、という認識を策定委員会も持っている。今後は、市民も巻き込んだ話し合いの中で方向性が出てくると思う。武蔵野市の子どもをみんなで守って、どこで、どういふふうで育てていくかということが一番大事なことであって、それも全地域で一定の施策が行き渡ることが必要だ。	
6	第2章 調整計画の基本的な考え方	Ⅰ. 第五期長期計画の基本的な考え方	2. 地域コミュニティ、地域活動の支援と協働	多様な公共サービスの担い手の協働	「必要な公共サービスの量的拡大と質的向上を、企業、NPOや市民活動団体等との協働型の取組みを構築する」とは、どういうことか。言葉が不足しているのではないか。		意見を踏まえ、分かりやすい表現に修正した。「これらの活動を支援するとともに、企業、NPOや市民活動団体等との協働型の取組みを構築し、必要な公共サービスの量的拡大と質的向上を図る。」
7	第3章 施策の体系	Ⅰ 健康・福祉	基本施策1 支え合いの気持ちをつむぐ	障害者	調整計画案では、病院から引き継いで社会復帰をしてもらうことについての記述があるが、病院にかかる前の段階についての記述がない。	こころの健康については、広く予防を含めた議論として書かせていただいた。予防というのは、症状が一番辛くなる前の段階で、健康・福祉の医療の部分、既存のものをいかに通用していくか、という問題だと思っている。	
8	第3章 施策の体系	Ⅰ 健康・福祉	基本施策4 誰もが地域でいきいきと輝けるステージづくり	障害児への支援	「高齢者・障害者の活動支援の促進」は、大人の障害者向けの内容と思う。特別支援教育も特別支援学級に通える程度の軽い子に対する内容となっている。	障害児あるいは障害児を育てている家庭の支援は、調整計画では力を入れて書き込みし、策定委員会でも議論を重ねてきた。具体的には17ページの(1)で「心身に何らかの障害のある子どもやその親が」節目で途切れることのないよう「こなで、ワンストップも検討していただくことを議論の俎上にのせながら書いた。	
9	第3章 施策の体系	Ⅰ 健康・福祉	基本施策5 住み慣れた地域での生活を継続するための基盤整理	くぬぎ園の跡地利用	桜堤の団地は、とりわけ高齢者がお住まいで、ひとり住まいの方も多く、診療所の要望が非常に強い。医療系サービスは、充実したものを取り入れていただくよう、都と十分協議してほしい。	市は、高齢者・障害者への一体的な医療サービス提供ができるものという基本姿勢で都に提案しているが、まだ事業提案がなく詳細が分からない状況である。市の提案ができるだけ反映してもらえるよう、引き続き協議していきたい。	
10	第3章 施策の体系	Ⅰ 健康・福祉	基本施策6 住み慣れた地域での生活を継続するための基盤整理	くぬぎ園の跡地利用	団地自治会と市と元住都公団の三者で、新しくマンションができた地域に診療所を誘致しようとしたが、応募者がなく実現しなかった。身近なところに医療施設が欲しいという思いを住民は持っている。	ご意見は、今後の協議に生かしていきたいと思うが、地域のすべての方がいつでも使える医療系機能を持つかどうかは、はっきりしない。市から提案している障害者のグループホーム、都の施設がお住まいの方も利用できるよう、今後協議を進めていく。	
11	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども・教育		少子化対策	少子化対策について一切触れていない。安倍内閣は、三本の柱の1つとして希望出生率1.8を目指すとしています。武蔵野市は、一歩先んじて少子化対策に取り組むべきではないか。	具体的な政策の1つに未婚化対策があるが、これは非常に難しい。現実的には、既に子どもがいる方に2人目、3人目も産みやすい環境を整えていく対策になるかと思う。また、働きやすい両立支援が重要となるが、これは国・企業が対応しなければいけないことになっており、実効性を踏まえうえて、基礎自治体である武蔵野市ができる少子化対策は何なのか考えていく。	
12	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども・教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育てで家庭への総合的支援	障害を持つ子どもへの支援	放課後デイは全然ないし、軽度の子は行けない。軽度でなくても、週に1日あてればいいほう。施設が全然足りない。障害児に関する項目をもっと入れてもらいたい。		障害のある子どもや家庭の支援については、第五期長期計画と比べてもかなり重点的に記載している。放課後等デイサービス事業についても、整備・充実を図るとしている。
13	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども・教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育てで家庭への総合的支援	ニーズの把握	待機児童対策のニーズ把握をどのようにするかは非常に重要な問題。本来は、潜在的なところも全て含めたものことだと思う。	ニーズ把握については、28年度にアンケート等の調査をし、29年度から子どもプランの量の見込みを改定していく。現に保育園を使っている方だけではなく、家庭保育の方のニーズも把握できるような調査が必要だと考えている。	「保育ニーズを的確に把握し」と修正する。
14	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども・教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育てで家庭への総合的支援	ニーズの把握	これから働き始める人は、保育所をほとんど利用できていない状況にあると思う。なかなか上がってこない声を的確に吸い上げることが検討し、具体的な施策として盛り込んでほしい。		委員会の中でも、必要保育ニーズを把握すべきとの意見を受け、その文言を追加した。なお、具体的なニーズ把握については、個別計画である第四次子どもプラン武蔵野において、その中間年度にあたる平成28年度に点検・評価を実施し見直しを行うこととなっている。
15	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども・教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育てで家庭への総合的支援	ニーズの把握	働く保護者だけでなく、家庭で育てている人たちのニーズを酌み上げること必要。	ニーズ調査だけでなく、内容を市の実態に合わせて精査して書くべき。また、28年度に実施される調査は、例えば0～5歳の子を全世帯を対象にするぐらいでもいいのではないかと。市の方向性を確認しながら議論していければと思う。	
16	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども・教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育てで家庭への総合的支援	ニーズの把握	三鷹のツインタワーと桜堤を比較するのはおかしい。桜堤は億を超える価格帯が想定されていたのか。	三鷹と同等の価格帯を想定したわけではないが、もう少し年齢層の高い人たちが入ってくるという読み方をしていた。	
17	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども・教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育てで家庭への総合的支援	ニーズの把握	仮に、桜堤のマンションがもう少し低い価格設定でファミリー層が入ると想定できていたら、対策を練ることはできたのか。	課題認識はしており、今も大規模開発に関する情報は事前に関係各課に伝え、必要な対策をとるようにしている。	

第五期長期計画・調整計画計画案に対する意見集約表(圏域別市民意見交換会)

資料1-3

通番	計画案の分野			テーマ	意見の要約	回答の要約	対応案
	大項目	中項目/分野	項目				
18	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	待機児童対策	「0・1歳児及び3歳児への対策」の記載は、グループ保育が2歳までで、3歳からどうするかという点で、「3歳児以降への対策」ではないか。	3歳児以降の対応をしていないのではという意見があったが、0・1・2歳は頑張るし、連続して3歳児以降も待機児童対策も考えていくということである。	
19	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	待機児童対策	「待機児童解消を目指す」では説得力欠ける。国と企業を挙げて推進しようとしている女性活躍を、武蔵野市が演じているという汚名を着せられることのないよう「働きたい女性、働きたいお母さんが安心して働ける預け先の確保を行う」というような文言を追加してほしい。	調整計画では、男女共同参画の推進、お互いを尊重し合い男女が自分らしく生き方のできる環境を整えるということをうたっている。待機児童対策については、今あるリソースを最大限に生かす形で、現在と将来の課題をどちらともうまく解決できるように考えていきたい。	
20	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	待機児童対策	昨年度、税収が当初見込みより7億3,000万多かったと聞いた。この7億3,000万で保育園2つをつくれる。	税収の上があった下だったのは、そのときの情勢もあるし、今後も続くとは限りらない。歳入が増えた分を使うという選択もあるが、基本的に歳入は手がかたく見預もり、将来の財政負担に耐えるものにして、次の世代に渡していくという考え方で進めている。なお、実際には認可保育園2園を整備し140名の定員枠を確保したところである。	委員会議論に沿って以下のとおり修正した。 「乳幼児数の増加と多様な就労機会の拡大などにより、保育所待機児童対策は喫緊の課題となっている。市では、平成24年度からの3年間で624名の定員枠を増加し、2,370名分の枠を確保したところであるが、待機児童の解消には至っていない。引き続き多様な保育ニーズを的確に把握し、認可保育所をはじめとする保育施設の整備をさらに進めつつ、早期の待機児童解消を目指す。」
21	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	待機児童対策	保育園が必要なくなった、老人ホームへ転用するという考えもある。今、児童館なり保育園なりをふやして、住みやすいまちにしていかなければ、若い世代は入ってこない。	保育園を後に高齢者の施設に転用して、市民みんなで支えていけるような活動にしたいというのには、とてもすてきなご意見で、その一言を聞いただけでも今日来てよかったと思う。今回の調整計画は、全ての分野にそこがしみ込んでいる。地域で起きている問題は、多様化、複雑化、解決困難化している。これからは、行政だけでなく、専門職と市民とで協働体制をとりながら進めていくことが求められるので、いただいたご意見に拍手したかった。	
22	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	待機児童対策	今は保育園をふやして、将来子どもが減ってしまったら、老人ホームやデイサービスなり、若い人にも手伝わってもらえる施設にしていけばいいのではないかと思います。	待機児童の問題は策定委員会でも議論してきた。この記載ではまだ弱いという指摘は拝聴し、策定委員会でもう一度、議論したい。	
23	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	待機児童対策	「早期の待機児童解消を目指す」という言葉では弱いので、「早期に待機児童を解消する」という強い言い方でもいいのではないかと。潜在的待機児童の声を聞かなければ、本当の保育所問題の解決にはならない。「保育ニーズを確実に把握するために検討し、それを実施する」というような記載にしたい。	待機児童の問題は策定委員会でも議論してきた。この記載ではまだ弱いという指摘は拝聴し、策定委員会でもう一度、議論したい。	
24	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	待機児童対策	先ほどから床面積がふえるのを気にされているが、一時的には子どものためにふやさないといけない。一時的に桜堤小跡地につくって、桜堤保育園や西部3ミセンなど、老朽化したものを閉じていければいいと思う。 また、子どもは1歳でも歩き始めるので、広い部屋が必要になる。小規模保育室をマンションの一室とかでやってくださるのがあるが、小さい子の発達のためにも、今ある床面積はぜひ有効活用していただきたい。	どういう子育て支援機能が必要なのか正確に把握した上で、市民全体を巻き込みながら、どういう機能を、誰が、どこで展開していけば、桜堤地区の子どもや子育て世代が豊かに幸せに暮らしていけるのかを考えていくことと、21ページに書いた。総合計画の性格上、個別計画のように細かくは書けないので、読み取りにかかったり、誤解を生んでしまったかもしれないが、子育て家庭あるいは子どもへの支援については、私も策定委員会は一生懸命取り組んでいるんだというところも、ぜひご理解いただきたいと思う。	
25	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	幼稚園の預かり保育	他自治体の事例のように、幼稚園を活用した預かり保育を充実させることができれば、3・4・5歳は幼稚園、0・1・2歳は認可保育園の枠を広げることで、少しでも待機児童解消につながるのではないかと。	ここの年間では、0から2歳の小規模保育を導入したが、今後、3歳児の預け先について課題がある。幼稚園には、それぞれの教育方針や経営の問題もあるが、預かり保育について検討をお願いしている。	
26	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども教育	基本施策2 地域社会全体の連携による子ども・子育て支援の充実	子育て支援への専門家の関わり	「子育てネットワークの多層化」とか「多様な主体による」と書かれているが、誰がその後をどう検証するのか、どのように声を吸い上げていくのか、ボランティアの力が求められるが、専門家の関わり方について余り書かれていない。	地域で起きている問題は、多様化、複雑化、解決困難化している。これからは、行政だけでなく、専門職と市民とで協働体制をとりながら進めていくことが求められる。	
27	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども教育	基本施策3 青少年の成長・自立への支援	放課後施策	障害のある子や高学年児童はあそべえを利用すると読み取れる。障害のある子はあそべえではケアできないのではないかと。	学童クラブもスタッフや施設の限界があるため、学童クラブと地域子ども館あそべえの運営主体の一体化、子ども協会への委託化によって、あそべえとも連携して、障害のある子どもをさらに受け入れる整備を図っていくことである。	指摘を踏まえて、(障害のある5～6年生を含む)を削除した。また、これまで受け入れてきた障害のある4年生を受け入れなくなると誤って読まれないよう表現を修正した。
28	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども教育	基本施策3 青少年の成長・自立への支援	放課後施策	障害のある子どもの受け入れには、やはり人員が必要である。専門的な知識のある学童クラブでは、4年生も受け入れているのであれば、障害のある子は優先して、5～6年生も見てあげれば良い。また、障害のある子どもも「高学年児童館」に含まれているので、(障害のある5～6年生を含む)という記述は必要ない。	継続して同じ指導員が見たほうが良いというのはその通りと思うので、だからこそあそべえとの連携の強化をする必要がある。例えば、運営主体の一体化で、学童クラブの指導員があそべえと両方に動いていくことなどができればカバーできると思う。	
29	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども教育	基本施策3 青少年の成長・自立への支援	放課後施策	学童クラブは、継続して3年間行っていないと、4年生で障害のある子どもは受け入れられないという話だったが、母親が、子どもが4年生になってから働き出して、預けようと思ったら預けられないということ、今まではほかの都市で学童クラブに預けていたが、4年生を機に転入した場合、学童クラブに入れないかと。	施設あるいは人員の状況で何とかできるのであれば、4年生まで引き続き受け入れようという趣旨である。母親が働き出して預けられないというも制度を狭くしてしまうので、趣旨から言えば受け入れたいところだが、施設の状況もあるので、個別にどうかということは今申し上げられない。	
30	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども教育	基本施策3 青少年の成長・自立への支援	放課後施策	武蔵野市は放課後支援施設が圧倒的に少ないので増やしてほしい。同時に、西部のほうをもう少し手厚くしてほしい。	放課後等デイサービスで、近隣市のように頻繁には使えないという声が強かったので、この3年間で建物の改装の補助制度をつくるなどして、週2回ぐらいは使えるよう拡大してきた。さらなる拡大については今後の課題である。	
31	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども教育	基本施策4 子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備	旧桜堤小学校跡地	今現在でも、桜野小学校は定員120名のところに133名ぐらいる。あそべえもいっぱい。そこに高学年までをどうやって入れていくのか、桜堤小跡地に何かを建てていただくことで、子どもたちを安全に保育できる床面積をふやしていただきたい。	当面は、都の個別調整教室の制度改正によって小学校の一部不要になった部屋を学童などで使っていくよう内部調整している。	
32	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども教育	基本施策4 子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備	旧桜堤小学校跡地	スポーツ広場を整備するできない旧桜堤小学校の校庭に、保育園など地域の課題を解決する施設を建てると考えているのか。	スペースだけの問題ではなく、新しく施設を作れば、建設費、ランニングコスト、人材確保も必要となる。子どもも施設以外にも様々な要望があるが、それを全て将来の世代に負担させるわけにはいかないと考えている。	旧桜堤小学校跡地は子どもたちも遊べるスポーツ広場の「整備を進める」としてしたが、「整備について検討する」と修正し、引き続き検討課題とする。当面は児童数の推移などを動かし、桜野小学校や第二中学校の校庭利用を前提に暫定広場としての活用を検討することとしている。
33	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども教育	基本施策4 子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備	桜堤児童館	4ページの「桜堤地区を中心とした人口増」では、人口増に伴い「事業の見直しが必要である」と記載されているが、これはどこを見直しなのか。また、21ページの「市民の意見を聞きながら」とあるが、具体的などのような形を想定しているのか。また、桜堤児童館の機能復帰を願う署名を委員長に提出させていただいた。	長期計画では、旧桜堤小学校の跡地はスポーツ広場に整備すると記載したが、今回の調整計画では、直ちにスポーツ広場ではなく、まず桜野小学校の児童のための場所の確保、という政策の転換を行っている。また、長期計画では、「児童館はその機能・役割を全体的に発展させ、将来的に0123施設化を図る」となっているが、今回の計画案のとおり見直した。	
34	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども教育	基本施策4 子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備	桜堤児童館	「小学生の放課後の居場所」となっているが、私の子どもは中学生になってもよく利用しているため、中学生以上も含む記載にしたい。また、現在、児童館の2階で保育事業をしているために、利用が制限されている。「子育て支援団体をはじめとする民間の活力」と記載があるが、子育て支援機能の拡充により児童館としての機能を縮小していくことになるかと考えられる。児童館としての機能をこのまま維持し、子どもたちが自由に利用できる機能を充実させて欲しい。	「小学生の放課後の居場所」を「小中学生の」という記載にすることについては、桜野小学校のお子さんたちの放課後に遊ぶ場所が非常に狭くなっていることから、調整計画では小学生の居場所の問題として記載している。	委員会議論に沿って以下のとおり修正した。
35	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども教育	基本施策4 子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備	桜堤児童館	あそべえに児童館機能が付与されることは魅力的なこと、12歳の児童館ができることはすばらしい。しかし、去年、児童館が年齢別になって、乳幼児と小学生と時間が別になってしまい、児童館に入れない子どもができたため、児童館から離れたいった子どももたくさんいる。	他の地区で児童館がほしいという声を聞いたことがないので、児童館をふやすことが果たして解決策になるのか疑問だ。重要なことは、子どもに寄り添う施設であるということだ。また、児童館機能をあそべえに付与し全体的に展開すると、12歳の児童館のような施設ができるかもしれない。児童館をつくる云々の議論より、まず、市内にある公共施設が子どもの心に寄り添えるような施設になる施策、もしくは事業を考えるほうが現実的と思う。	「(3) 桜堤児童館における子育て支援機能の充実 桜堤地区では、乳幼児・児童の増加に伴う子育て家庭への支援事業の必要性、保育所待機児童の増加、小学生の放課後の居場所などの課題が生じており、多様なニーズに的確に対応していくことが求められる。桜堤児童館は、地域が求める課題解決に向け、市民の意見を聞きながら子育て支援機能の充実を図り、子育て支援団体など市民の力を活かした運営を行っている。」

通番	計画案の分野			テーマ	意見の要約	回答の要約	対応案
	大項目	中項目/分野	項目				
36	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども・教育	基本施策4 子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備	桜堤児童館	児童館でゼロ歳児とか1歳児のイベントは月に1回です。機能だけではなく、もっと中身を変えていくことも必要だと思う。	スタッフの問題も含め、市民にも協力していただくことで充実していきたい。	
37	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども・教育	基本施策4 子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備	桜堤児童館	一時預かりは家庭保育の母親のリフレッシュとしてではなく、保育園に入れなかったお子さんの預かりとして使われていることが多いと聞いている。桜堤児童館に一時預かりの機能を拡充する前に、このシステム自体を見直す必要があるのではないかと。	一時預かりに関しては、全的にリフレッシュやレスパイトとしての利用ニーズがあるため、必要があるのではないかと考えている。一方、現在は必要なときに使おうとしても使にくいという声も聞いているので、どういった一時預かりの形がいいのか考えたい。調整計画では、桜堤児童館についてあまり具体的な記載をしていない。それは、桜堤児童館の機能拡充については、今後市民のご意見を聞きながら様々な方法を検討していこうという趣旨である。	
38	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども・教育	基本施策4 子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備	桜堤児童館	当初、おおよそ2年間の予定と聞いていたが、桜堤児童館でのグループ保育業務はいつまで続くのか。本来の児童館ユーザーの居場所が少なくなり、廊下や玄関ホールにも人が居て、動線としても危険な状態である。	待機児童が発生している現状では、平成28年3月末でグループ保育事業を閉めるのは難しいと考えている。	
39	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども・教育	基本施策4 子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備	桜堤児童館	大きなマンションの建設は分かっていたはず。児童館ではなく別の場所に保育園をつくってほしい。子どもたちの場所をきちんと確保していくことを、大人の責任として今後の10年間の計画に盛り込んでほしい。	UR跡地にマンションがふえるのは予想していたが、当初より価格帯が下がったため、見込みと違う状況になった。保育園を建てようにも用地問題などがあり、すぐに建てるわけにはいかなかったのが実情である。	
40	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども・教育	基本施策4 子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備	桜堤児童館	団地自治会とURと市との話し合いの中で、児童館と保育園の役割を明確にできた経緯からいって、今の状況は全くふさわしくない。緊急措置として児童館の2階を保育室にしよう考えたのだから、これからは安心して子どもを育てられるようにしてほしい。	私たちが一番大事にしたいのは、桜堤地区の子ども、子育て家庭の支援をしていきたいということ。新しい集合住宅ができ、たくさんのファミリー世帯が入ってきている中、地縁、血縁のサポートもなく、子育てに孤軍奮闘している方もいるはず。その方々をどうしていくかということ、策定委員会の中で大事に議論してきた。	
41	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども・教育	基本施策4 子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備	桜堤児童館	桜堤児童館の2階でのグループ保育業務について、特定の事業者が公共の建物を使い続けていることは不公平ではないか。	桜堤児童館での小規模保育は、市の事業としてNPO法人に委託して実施しており、不公平にはあたらない。	
42	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども・教育	基本施策4 子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備	桜堤児童館	「拡充機能の拡充を図り」とあるが、今の児童館はスペースが狭く、小学生があふれた状態になっている。「市民の意見を聞きながら」と書いてあるので保育室や調理室のある以前のような児童館に戻してほしい。	「拡充」という言葉は、方向性が示されているのかのようだから、今あるものを後退させるのではないなら「充実」と書くべき。「市民の意見を聞きながら」ということで、もしかしたら皆さんと違う意見が出るかもしれない。そこは承知しておいてほしい。今の「拡充」には、さまざまな市民の声・声なき声を吸収しなければならない状況がある。市民参加の現実を支えている方の声は届きやすいが、そうでない部分も実はいろいろな意味で含んでいる。全ての方にご理解いただいている状態ではないが、この調整計画期間の28年度以降も、引き続きご意見を聞く場を設けてやっていくということが記載されているとご理解いただきたい。	
43	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども・教育	基本施策4 子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備	桜堤児童館	一時保育は隣の桜堤保育園で十分ではないか。一時保育はそんなに需要があるのか疑問。児童館の対象とする中学生までが過ごしやすい環境をつくるのが優先ではないか。	「民間の活力や市民の力を活かした運営を行っていく」に関連し、一時預かりも、例えば24時間対応できるようなものを目指しているが、桜堤保育園ではやはり切れない部分もある。	
44	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども・教育	基本施策4 子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備	桜堤児童館	「民間の活力や市民の力を活かした運営」とあるが、なぜ市が継続して行えないのか。	委員会議論に沿って以下のとおり修正した。 「(3) 桜堤児童館における子育て支援機能の充実 桜堤地区では、乳幼児・児童の増加に伴う子育て家庭への支援事業の必要性、保育所待機児童の増加、小学生の放課後の居場所などの課題が生じており、多様なニーズに的確に対応していくことが求められる。桜堤児童館は、地域が求める課題解決に向け、市民の意見を聞きながら子育て支援機能の充実を図り、子育て支援団体など市民の力を活かした運営を行っていく。」	
45	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども・教育	基本施策4 子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備	桜堤児童館	乳幼児・児童の増加に伴う児童館の機能拡充に矛盾を感じる。2階建てで乳幼児と児童が共存するのは難しい。多機能化しても、お互いが邪魔し合うばかりで子どもの増加に対応できない。増築などの具体的な案はあるのか。	どういった子育て支援機能が必要なのか正確に把握した上で、市民全体を巻き込みながら、どういった機能を、誰が、どこで展開していくかは、桜堤地区の子どもや子育て世代が豊かに暮らすに暮らしているのかを考えていくこと、21ページに書いてある。計画に書いたのだから児童館の床面積をどどんももうどうこうを書いているのではない、機能がふえたらイコール床面積を奪われるということではないことは理解いただきたい。	
46	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども・教育	基本施策4 子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備	桜堤児童館	前回委員から、児童館が欲しいという話はないのではないかとのご発言があったので、調べてみた。今回の調整計画でも、転用はやめてほしい等、児童館の要望は結構出ている。	児童館があったらいいという声は聞く、しかし、1校に1館つくる場所が今の武蔵野市にあるのかなと考えられる。中学生なり小学生なりを受け入れられるようなものがないかに関しては、この先、地域フォーラムの中で検討されていく。コミュニティ構想でも、市民が声を上げることによって地域課題が定義され、解決されるべきだということになってからこそ、時間がかかっても児童館的な機能を必要としている市民が意見を言わなければいけないのかなと思う。	
47	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども・教育	基本施策4 子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備	桜堤児童館	武蔵野には児童館が1つしかなく、圧倒的多数の子どもは児童館を知らない。ぜひ武蔵野の児童館の児童館たる力を維持して欲しい。あそびが児童館のかわりに得られるかは疑問なので慎重に検討して欲しい。児童館という名前や形に関わらず、武蔵野で子どもの文化を育ててということを子どもプランの中で位置づけたいので、そのために調整計画できっちり取り組んでほしい。		
48	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども・教育	基本施策4 子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備	桜堤児童館	現在、2階部分にグループ保育が入っているため、児童館の子どもは「お昼寝中は静かにするように」と注意されて、健全に遊べない状態になっている。制限をかけるような育ちを子どもに強いたり、保護者の意見の対立を招くような子育て施策は是正して欲しい。また、旧桜堤小の校舎跡地にはスポーツ広場ではなく、校舎が建っていた場所と同じ床面積もしくはそれ以下でも実現できる保育所、複合型の子育て支援施設を作りたい。		
49	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども・教育	基本施策4 子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備	桜堤児童館	桜堤児童館に待機児童対策が入ったことで、同じ建物めぐって、同級生の子どもたちの保護者間で意見が相違してしまっている。五長には、同じ子どもを育てる親たちがいがみ合うような政策だけは入れて欲しくない。策定に当たっては、みんなが納得できる文言を盛り込むことを意識して欲しい。		
50	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども・教育	基本施策4 子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備	桜堤児童館	武蔵野での意見交換会で、桜堤児童館の2階を虐待児などを24時間体制で一時保育できるようにという発言があったが、現在、お風呂やシャワー室がなく、1階の乳幼児の保護者の声も聞こえるため、子どもを注意する大人の声に脅える虐待児を24時間体制で一時保育するには不適切な場所だと思う。また、今2階に入っているまあるは、URIに戻ることもできるのではないかと考えている。	ご意見は非常に重く受けとめている。ただ、今の待機児童の状況では小規模保育は当面継続せざるを得ないので、運用の中で解決していかないと考えている。	
51	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども・教育	基本施策4 子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備	桜堤児童館	基本施策4 子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備		
52	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども・教育	基本施策4 子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備	桜堤児童館	児童館の2階をURIにあった保育所が使っている。なぜURIに戻すことはできないのか。 ・3歳児も受け入れるにあたり、園庭が必要なので、まあるが児童館で事業を実施するという説明を受けた。しかし、実際には3歳児の保育で希望する人がいないのであれば、園庭は必要ないので、URIに戻しても差し支えないと思う。		

通番	計画案の分野			テーマ	意見の要約	回答の要約	対応案
	大項目	中項目/分野	項目				
53	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども・教育	基本施策6 次代を担う力をはぐくむ学校教育	ICT	佐賀県武雄市をはじめ、ICTを進めてよかったという結果を余り聞かない。推進ではなく、慎重に進めていくほうが良いのではないかと。	「効果を見極めよう」というのが一番重要なポイントで、一気に入れることは全く考えていない。非常に慎重な書きぶりになっている。時代に取られ残ることがあってはいけないが、極端な使い方・マイナスになるような使い方をしてはいけない。いずれにしても、使い方をマスターした先生方からは大変効果的であるとのことなので、先生が使い方を勉強する機会の必要性を策定委員会でも認識している。	委員会において再度議論した結果、計画案のとおりとする。今後の整備については、効果を見極めた上で判断することとしている。
54	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども・教育	基本施策6 次代を担う力をはぐくむ学校教育	特別支援教室	特別支援学級が廃止されて、各学校にできるという記事を見た親御さんたちが、教員の数は足りるのか等を心配している。	教育委員会では、現在の教員の数で当面対応できると考えている。ただし、比較的若手の教員の方には、スキルの面で人材育成が必要だと聞いている。	
55	第3章 施策の体系	Ⅲ 文化・市民生活	1. 一人ひとりが尊重される社会の構築	性的マイノリティ	去年6月、全国の小中在校生に対する調査で606名の性的マイノリティの児童・生徒がいることがわかった。今年4月には、文部科学省からそのような子どもたちへの対策をとるようという通知があり、6月に、管理職、人権担当教職員対象の研修があったそうだが、実際、学校では何の対策もとられていない。調整計画にも記載がないのは大変不思議である。	【委員】25ページの基本施策2に「性別、年齢、国籍等」として性的な差別も含めており、(1)に「偏見や差別がなく」という言葉を入れている。どういう表現がいいのか、基礎自治体レベルで具体的に何ができるかという問題も含めて、委員会において検討できればと思う。 【委員】性的マイノリティの子どもへの対応については、調整計画に記載せるものと、即時対応するものがあると思う。調整計画への記載方法については、検討させてほしい。	基本施策2の(1)で「偏見や差別がなく」と記述しており、性的マイノリティについても考慮しているため、計画案記載のとおりとする。
56	第3章 施策の体系	Ⅲ 文化・市民生活	3. 文化・市民生活	地域のつながりの共有	「地域活動の担い手の多くは固定化・高齢化しつつある」という問題提起があり、「多世代が集う居場所として、コミュニティセンターにふさわしい機能を充実させる」を解決策のように記載しているが、これでは今までと何も変わりがない。若い世代で生まれたコミュニティをいかに地域につなげ、継続させるのが大事なのではないかと。	これまで多かった専業主婦型の子育てから、共働き型の子育てに変わってきている中で、子育てもしている人を巻き込んでいくのが困難になっている。そのかわり、個別的な課題解決を目指したNPO等に参加することによって変わってきている。具体的な問題を抱えている方が地域とつながれる機会として、地域フォーラムを提案させていただいた。	
57	第3章 施策の体系	Ⅲ 文化・市民生活	基本施策1 地域社会と市民活動の活性化	地域のつながりの共有	コミュニティは、子育てのコミュニティをどうしていくか、が大変だと思っている。	小さいコミュニティも、すくいあげて地域につなげてほしい。	
58	第3章 施策の体系	Ⅲ 文化・市民生活	基本施策3 市民文化の醸成	公会堂の建て替え	公会堂が築後50年で大変なのはわかっているのに、議論の問題提起が何も無い。今後、建て直しは市民文化会館に限らない。不具合があるから大改修と言っているのは、武蔵野市の財政が立ち行かなくなる。計画策定は、理想を並べるだけでなくビジョンが必要だと思うが、提起すべき問題は何かと考えているか。	公会堂の建物自体は非常に強固で、地震等ですぐに壊れる可能性は低いと判断しているが、バリアフリーという観点の対応ができていない。建て替えは、文化施設全体のあり方を決めて進めるのが本来であるため、文化振興に関する方針の策定を28年度から早急に組み込んでいく。吉祥寺駅南口の開発、交通問題その他公会堂の土地をいかに有効に使うかについては、まだ結論が出ていないため、課題として検討している。	
59	第3章 施策の体系	Ⅲ 文化・市民生活	基本施策3 市民文化の醸成	財政援助出資団体の見直し	財政援助出資団体の見直しについて、26年度末時点の武蔵野市行政改革アクションプランには、27年に見直し案の調整計画での決定、28年に見直しの実施とあるが、調整計画で全く触れられていない。「準備を進める」というのは、これから検討するということだと思うが、一体いつ実施するのか。また、「(2)文化施設の再整備」には「築後50年を超える武蔵野公会堂」とある。築後50年の公会堂に武蔵野市民は関心を持っているが、一方で、市民文化会館を46億かけて大改修する。このことについて、策定委員会で議論されたのか。	文化事業団と生涯学習振興事業団との統合は、結論を出す段階ではないことから、「準備を進める」という表現になっている。調整計画期間中の実現は難しい中長期的な課題と判断しており、慎重に進めていかなければならないと考えている。市民文化会館は、約30年を経過して、交換部品もなくなっていることから、舞台装置を早急に新しくする必要があり、大改修を行うもの。	
60	第3章 施策の体系	Ⅲ 文化・市民生活	基本施策3 市民文化の醸成	持続可能な財政運営	今、財政が黒字でも、将来も黒字とは限らない。なぜ46億という、予算の1割近くを使って市民文化会館の大改修だけをするのか。財政危機感を持った問題提起が策定委員会ではなされているのか。文化振興の方針について検討されたからという理由では、市民は理解できない。	財政は、当面は問題ないが、老朽化した建物、学校等の建て替えの時期がめぐる押して、長期的には大変な状態が来る。調整計画は、五長以降の法令の改正や経済状況、環境の変化に焦点を絞っている。六長も含めて今後、議会でさらなる議論をし、市民に言いにくいことも言っていくようなスタンスで開示していかなければ、武蔵野の将来はないのではと考えている。	
61	第3章 施策の体系	Ⅲ 文化・市民生活	基本施策3 市民文化の醸成	市民会館の機能	文化施設の再整備の中に「集会所機能を有する市民会館」という言葉があるが、市民会館の本質は集会所機能ではなく、生涯学習の拠点である。調整計画の市民会館に関する記述箇所は、文化施設の再整備ではなく、生涯学習機会の充実が適切ではないか。市民会館の位置付けを明確にし、生涯学習のプログラムを充実させてほしい。	市民会館は条例でも、社会教育の振興を図るとともに市民及び地域社会の文化の向上と福祉の増進に寄与するものということが書かれている。意見は策定委員会で議論する。	
62	第3章 施策の体系	Ⅲ 文化・市民生活	基本施策4 市民の多様な学びやスポーツ活動への支援	市民会館	市民会館は社会教育の施設であり、施設や設備はプレイスよりも多様な学習ができる条件が整っている。市民会館も(1)「生涯学習機会の拡充」に入れてほしい。	市民会館は、生涯学習の重要な施設とも考えられる。今後の策定委員会の中で議論して決めていく。	
63	第3章 施策の体系	Ⅲ 文化・市民生活	基本施策4 市民の多様な学びやスポーツ活動への支援	生涯学習機会の充実	市民同士で学びの場を作ってきたが、困難を伴う。武蔵野市の文化と市民の学びのつながりのために、コミュニティセンターを学びの場として位置づけ、また、専門家が必要な場面もあることを書き込めないか。		「これからの地域コミュニティ検討委員会」の提言では、学びの場の確保についても提言されており、その場の一つとしてコミュニティセンターを想定している。また、武蔵野プレイスにて中間支援を行う人材の育成に取り組んでいるところである。
64	第3章 施策の体系	Ⅲ 文化・市民生活	基本施策4 誰もが地域でいきいきと輝けるステージづくり	旧桜堤小跡地	旧桜堤小の校舎跡地にはスポーツ広場ではなく、校舎が建っていた場所と同じ床面積もしくはそれ以下でも実現できる保育所、複合型の子育て支援施設を作りたい。	旧桜堤小学校の校舎を壊した部分に子どものための施設をというご提案について、新しく大きな施設を作るには、建設費、将来的なランニングコスト、人材の問題等があり、簡単ではない。30年後を見据えた財政を考えると、公共施設の床面積をふやしていくことは慎重に考えたい。	
65	第3章 施策の体系	Ⅲ 文化・市民生活	基本施策7 災害への備えの拡充	自主防災組織	大規模マンションなどの住民による自主防災の組織が進んでいないように思われる。発災時の自助の仕組みづくりを市民が自発的にやらなければ、と思うような文言を書き添えて欲しい。	市も施策的には、補助を出したり、アドバイザーを派遣するなど力を入れている。しかし、市民自らがやる気にならないと、うまく機能しない。住民同士が、災害に備え、お互いのことはある程度情報交換しよう、となると非常にありがたい。計画にどう書き込めばか委員会で話したい。	基本施策7(1)で日頃からの市民主体の防災訓練の重要性について記載しているのので、計画案記載のとおりとする。
66	第3章 施策の体系	Ⅲ 文化・市民生活	基本施策4 市民の多様な学びやスポーツ活動への支援	生涯学習	「生涯学習機会の拡充」で、コミュニティ関係や地域課題の学習機会を設けることを明記してほしい。	コミュニティ関係や地域の課題を入れるべきではないかという点は、指摘のとおり。健康・福祉分野の基本施策1の(2)でコミュニティと関連の深いものを記載した。ご意見のコミュニティについて、少し検討できればと思う。	コミュニティセンターは学びの場としての役割も担っていると考える。
67	第3章 施策の体系	Ⅳ 緑・環境	基本施策1 市民の自発的・主体的な行動を促す支援	市民参加によるクリーンセンターの整備・運営	ごみの問題は市民全体の問題であって、周辺住民などとの話し合いによりクリーンセンターが運営されていること、また新クリーンセンターを建設するにあたっての話し合いは、周辺住民の工役ではなく、新クリーンセンターをよりよくするために、よりよいまちづくりをしたいと思って参加している。そういった中で今まで検討してきたことをそれなりに反映してほしい。ごみの問題は市民と一緒に進めなければ絶対にうまく運営していかないと思う。	策定委員会では、周辺住民の皆さんのご苦労、あるいは非常に勇気ある、全国的にも先進的な意思決定を発信していただいたということと誇りに思っている。町の中でクリーンセンターが運営できるというのは、市民レベルの高さであり、新たに武蔵野市を大変誇りに思ったことの一つだ。	

通番	計画案の分野			テーマ	意見の要約	回答の要約	対応案
	大項目	中項目/分野	項目				
68	第3章 施策の体系	IV 緑・環境	基本施策3「緑」を基軸としたまちづくりの推進	里山・雑木林	「里山」「雑木林」について、計画案に一切入っていない。4行目に「里山の自然を含む」という限定的な文章を入れてはどうか。	具体的な文言まで提案いただいたので、策定委員会で検討する。	「里地里山」「雑木林」というキーワードは意識しつつ、特定の時代を例示として表現せず、全市民的イメージ・バランスを踏まえた記載としている。なお、「雑木林」については「緑」「緑地」「樹林」といった表現に含めて考えている。
69	第3章 施策の体系	IV 緑・環境	基本施策3「緑」を基軸としたまちづくりの推進	生物多様性	「生物多様性」の記載が抜けている。2行目に「生物多様性の観点を踏まえながら、」と入れてはどうか。	具体的な文言まで提案いただいたので、策定委員会で検討する。	意見を踏まえ、「仙川リメイク(武蔵野市仙川水辺環境整備基本計画)に基づき整備を進めている仙川の水量確保や下流域の整備手法について検討するとともに、これらと水がもたらす生物多様性について基本的な考え方を示す計画を策定する。」と記載した。
70	第3章 施策の体系	V 都市基盤	基本施策7 三駅周辺まちづくりの推進	三駅周辺まちづくりの推進	イーストエリアの環境浄化に取り組んできたが、まだ整備されたと見えなところが残っている。吉祥寺地区の暫定駐輪場の使用について、「利活用の検討を進め、整備を行う」とあるが、整備を行うとは何をさすのか？	吉祥寺イーストエリアに関しては、市民と行政の連携で、すばらしい改善の成果が見られていると認識している。記載内容の不足については、策定委員会で相談する。	計画案の一部を以下のとおり修正する。 基本施策7(1)② 「…、暫定自転車駐車場として使用している市有地の新たな土地利用の検討、整備を進め、エリア全体の活性化を図っていく。」
71	第3章 施策の体系	V 都市基盤	基本施策4 道路ネットワークの整備	外環の2	外環の2について市長、市議会、住民が反対の意見書を出したことは大きな成果であり、今後も継続することなので記載して欲しい。	議会が意見書を出したことも踏まえた記載としているが、意見書を出したことを具体的に記載するかは検討したい。	市は、地域への適切な情報提供や「対応の方針」の着実な履行等を要望しており、反対の意見書は提出していない。計画案記載のとおりとする。
72	第3章 施策の体系	V 都市基盤	基本施策4 道路ネットワークの整備	外環への対応	住民と市議会と行政による外環特別委員会という非常に意義のある事業について記載して欲しい。	外環特別委員会は、議会の決議を経て設置されるものであり表現が難しい。ただ、外環は、市民・行政・市議会が一体となって議論を進めてきた経過があるので、委員会で再度議論をしたい。	回答の要約に記載のとおり、調整計画での記載にはなじまないため、計画案記載のとおりとする。
73	第3章 施策の体系	V 都市基盤	基本施策4 道路ネットワークの整備	外環への対応	「外環への対応」について、安全性の問題という大事なことが抜けている。「大気質や地下水などの環境への影響など」ところに「安全性も問題である」という文言を入れて欲しい。 【委員意見への回答】大気質や地下水などの環境への影響、大深度トンネルの安全性など」という文言の追加がいいと思う。	【委員長】安全性については、長期計画に記載があり、施工するに当たって、最も大きな問題として認識している。 【委員】「環境への影響や安全性などについて」と記載はあるが、「安全性を」という言葉を入れなければいけないと思うが考えを聞きたい。	意見を踏まえ、安全性という文言を追加した。 基本施策4(3) 「…、大気質や地下水などの環境への影響、工事期間中や開通後の安全性などに対する市民の不安や懸念を払拭するため、…」
74	第3章 施策の体系	V 都市基盤	基本施策4 道路ネットワークの整備	狭あい道路	東町には42条2項道路がたくさん残っている。いずれ老朽化とともに危険も増すので、市の方針として積極的に働きかけてもらいたい。	2項道路は確かに市内に多いが、最近では必ず下がって建っている。買収は、寄附で自主的に道路幅を出してくれた方々との整合性や、また、莫大な費用がかかるため、建て替えのときに道路として提供していただく形で進めざるを得ない状況である。市内全域に関わる問題なので、慎重に検討したい。	
75	第3章 施策の体系	V 都市基盤	基本施策4 道路ネットワークの整備	建築指導	女子大通りや五日市街道の道路整備を都に働きかけて欲しい。武蔵野市は規制緩和と環境浄化で建築確認事務を持つことになったが、指導要綱があったころのように、強力に指導を行ってほしい。	道路の計画線が引かれると、さまざまな建築制限がかかるが、簡単に除却できるものについては制限を受けないため、行政としても強制力がない	
76	第3章 施策の体系	V 都市基盤	基本施策4 道路ネットワークの整備	女子大通りの交通	「五日市街道、井ノ頭通り、女子大通りなどは(中略)都へ要請を行っている」とあるが、中でも女子大通りは行き交いが非常に不便である。外環が完成したら青梅街道からさらに車が入ってくる。何か対策をとってもらえるよう、強いトーンで都にアプローチして欲しい。 【委員への回答】女子大通りは土日、お歳暮及びお中元の時期は、車で一杯である。歩道が細い上に太い電信柱が立っていて、車椅子の通行も困難である。狭い道は、外環が完成する前に、対処して欲しい。	【委員】この3路線、とりわけ女子大通りは早急に整備が必要だと行政側も認識しており、現在も東京都と積極的に交渉をしている。間もなく、ある程度の見解が出されると思っている。 【委員からの質問】女子大通りの具体的な課題について教えていただきたい。	意見を踏まえ、以下の通り修正した。 「特に、五日市街道、井ノ頭通り、女子大通りなどは地域間を結ぶ東西方向の幹線道路であることから、早急な事業化について引き続き都へ要請を行っている。」
77	第3章 施策の体系	V 都市基盤	基本施策4 道路ネットワークの整備	抜け道対策	住宅街の道路が一番困っているのは抜け道。「抜け道対策」という言葉に記載して欲しい。	表現は違うが「生活道路に渋滞を回避するための通過交通が流入している」と記載している。	
78	第3章 施策の体系	V 都市基盤	基本施策4 道路ネットワークの整備	抜け道対策	行政用語ではないため「抜け道」を「通過交通の流入」という言葉を使うよりは、かぎ括弧で「抜け道」という言葉を入れる方法がある、と思う。	かぎ括弧つきで「抜け道」という言葉を入れる方法もある。	意見を踏まえ、以下の通り修正した。 基本施策4 リード文 「…、それに伴い周辺の生活道路を抜け道として利用するなど、渋滞を回避するための通過交通が流入している。」
79	第3章 施策の体系	V 都市基盤	基本施策4 道路ネットワークの整備	抜け道対策	「生活道路における安全性の向上」という一番大切な言葉が抜けている。生活道路が抜け道になることを問題視しているため、「抜け道対策」という言葉を入れて欲しい。	「安全性」について「生活道路については、歩行者重視の視点により、安全性や快適性を重視した整備を進めていく」と記載している。抜け道が課題であることは策定委員会でも認識しており、「駅周辺において交通渋滞が発生し、それに伴い周辺の生活道路に渋滞を回避するための通過交通が流入している」と記載している。	
80	第3章 施策の体系	V 都市基盤	基本施策7 三駅周辺まちづくりの推進	表現方法	「駅周辺」としていながら、「吉祥寺地区」「中央地区」「武蔵境地区」と3圏に分けた書き方になっていて分かりにくい。駅周辺に限るのであれば、「吉祥寺駅周辺」「三鷹駅周辺」「武蔵境駅周辺」と書くべき。	駅圏のことは、表記を検討する。	意見を踏まえ、基本施策7(1)(2)(3)のタイトルを「吉祥寺駅周辺」「三鷹駅周辺」「武蔵境駅周辺」に変更した。
81	第3章 施策の体系	VI 行・財政	基本施策6 チャレンジする組織風土の醸成と柔軟な組織運営	市民とのコミュニケーション	行政職員は非常に閉鎖的で、市民を恐れている感じがする。市役所にも、市民と行政職員のコミュニケーションを豊かにするようサポートしてほしいので、「市民とのコミュニケーション」という言葉もぜひ入れてほしい。	職員の閉鎖的な印象を取り払うための住民と行政のコミュニケーションについては、出向いていく、あるいは来ていただく、いろいろな方法があると思う。策定委員会の中で、また議論していければと思う。	市職員と市民のコミュニケーションの活性化は、重要なことと考える。意見を踏まえ、行・財政分野の基本施策3「市民に届く情報提供と市民要望に的確に応える仕組みづくり」の中で、追記した。